**【府拠点病院の制度について】**

資料１

**大阪府がん診療拠点病院の指定要件見直しについて**

専門的ながん診療機能の充実を図るため、大阪府がん診療拠点病院（以下「府拠点病院」という。）を指定することにより、

大阪府におけるがん医療水準の向上を図るとともに、府民が安心かつ適切ながん医療が選択できることを目的とする。（大阪府がん診療拠点病院設置要綱より）

**【指定の状況】**

府内のがん医療の向上のため、国指定がん診療連携拠点病院（１７病院、以下国拠点病院）とは別に平成21年度から府独自の拠点病院制度

（「大阪府がん診療拠点病院」（以下、「府拠点病院」）を運用している。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H21.４ | H22.４ | H23.４ | H24.4 | H25.4 | H26.8 | H27.4 | H28.4 | H29.4 | H30.4 | H31.2現在 |
| 府拠点病院 | 23 | 32 | 39 | 42 | 42 | 40 | 42 | 43 | 44 | 44 | 44 |
| 府拠点病院（肺がん）※１ |  | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 府拠点病院（小児がん）※２ |  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |  |  |  |  |  |
| 計 | 23 | 36 | 43 | 46 | 46 | 44 | 45 | 47 | 47 | 47 | 47 |

※１：指定制度はH22.4開始

※２：指定制度はH22.4開始、H26.末国の指定制度の創設に伴い廃止

**【府指定要件の見直し】**

　　　国拠点病院において、平成30年7月31日付けで要件が改正され、集学的治療や緩和ケア、相談支援等の拡充等が求められるようになったことから、

府拠点病院についても要件を見直すことにより、府におけるがん診療提供体制の一層の充実・強化を図る。また、併せて新しい指定の類型についても検討を行う。

**【見直しの進め方（スケジュール）】**（資料２）

　　２０１９年度に府の指定要件を見直すこととする。見直しの進め方は、がん診療連携検討部会を中心に検討を行うこととするが、必要に応じて、

大阪府がん対策推進委員会の各部会・WGにおいて審議し、その意見を踏まえ、がん診療連携検討部会において要件を見直すこととする。

（例）緩和ケアの部分について、診療実績に新しい項目として追加される等、より一層充実が求められていることから、緩和ケア推進WGにおいても検討

**【見直しの内容】**

①府拠点病院指定要件の見直しについて（資料３）

* 国拠点病院指定要件の見直しの考え方に準じて府拠点病院指定要件も見直す。

（国拠点病院指定要件の主な見直し）

　　　　　・集学的治療やがん相談支援センター、緩和ケア等の機能拡充等

　・医療安全管理部門の新設

　　　・人員配置の強化

　　　・診療実績（緩和ケアチームの新規介入数）の追加　　　　など

* 既府指定病院については一定の経過措置を設ける。

②新しい指定の類型について（資料４）